

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和43年1月から46年3月まで

申立期間①の保険料は、昭和39年8月にA町からB区C町に転居した際、住所変更届を提出した後に納付書により納付した。申立期間②のうち、43年1月から45年12月の保険料は、当時勤務していた美容室の経営者が同僚の美容師とともに給料天引きにより納付していた。昭和46年1月から同年3月までの保険料は、46年1月にD市に転居した際、任意加入への資格変更手続をして、納付した。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B区内の最寄りの郵便局で納付書により、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が保管していた保険料領収証書によれば、申立期間①の直前の3か月について最寄りの郵便局で納付しており、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間以外は、保険料をすべて納付しており、納付意欲が高かったものと認められ、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

2 申立期間②のうち、昭和46年1月から同年3月について、申立人は、美容室を退職して46年1月にD市に転居し、任意加入手続を行い、保険

料を納付したと主張しているところ、当該期間後は、保険料をすべて納付していることから、当該期間の3か月のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和43年1月から45年12月について、申立人は、勤務していた美容室の経営者が同僚の美容師の分とともに保険料を納付していたと主張しているが、美容室の経営者は、既に他界しており、また、当時の同僚も不明のため証言が得られず、納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や特段の周辺事情も見当たらないことから保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 4 月まで

夫が勤務していた会社が倒産した昭和 46 年 2 月に、夫が国民健康保険の加入手続をした際、国民年金の加入を勧められ、夫婦で加入し、申立期間の保険料を納付した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の勤務していた会社が倒産した昭和 46 年 2 月に、夫が国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入を勧められ、夫婦一緒に国民年金に加入し、申立期間の保険料を当初は 2 か月分、後に 1 か月分納付したとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、夫は申立期間のうち 46 年 3 月及び 4 月が納付済みとなっていることから、その内容に不自然さは認められない。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、当時、納付した保険料を月額約 500 円と記憶しており、当時の保険料月額 450 円とおおむね一致している。

さらに、夫と連番で払い出されていた申立人の国民年金手帳の記号番号に関する申立人の生年の記録に誤りがあり、行政側の記録管理に^{かし}瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 1769

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
年金番号 :
生年月日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで

私は母に言われて国民年金に加入した。申立期間当時は母と共に洋品店を営んでおり、保険料は区役所の方が徴収に来てくれ母の分と共に納付書で納付した記憶がある。母は納付済みなのに自分の分が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母の分と一緒に、徴収に来た A 区役所職員に納付したと主張しているところ、A 区役所では、申立期間当時、職員が納付書による保険料徴収を行ったとしており、かつ、申立人と共に納付したとするその母の保険料は納付済みになっていることが確認できることから、申立人の申立内容は信憑性^{しんぴようせい}が認められる。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替え及び国民年金被保険者資格の変更手続を適切に行っている上に、任意加入するなどして 60 歳到達時まで国民年金保険料を完納していることから、年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。A区役所B出張所や近所の銀行で、3か月ごとに納めていた記憶がある。申立期間について、一緒に納付していた夫は納付済みなのに、私の分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、A区では、区役所出張所の窓口で国民年金保険料の収納事務を取り扱っており、かつ、申立期間②当時には、同区で納付書による保険料納付が開始され、金融機関でも保険料を納付できたとしていることから、申立内容は当時の状況と一致している。

また、申立期間①及び②について、申立期間の前後の国民年金保険料が納付済みであり、申立期間前後を通じて申立人の仕事や住所等の生活状況に大きな変化がみられないことから、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、国民年金保険料を一緒に納付したとする夫は、申立期間①及び②について納付済みである。

加えて、申立期間①及び②は各3か月、計6か月と短期間であり、かつ、申立期間以外は未納が無く、年金の種別変更手続を適切に行うなど、申立人は保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

夫婦共に、昭和48年4月から同年9月までの保険料はA市役所で納め、同年10月から49年3月までの保険料はB銀行C支店で納めた。しかし、48年4月から52年12月まで、D自治会のEさんが保険料の集金に来ていたので、昭和48年度は保険料を二重払いしているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの保険料については、過年度納付したことを示す領収書が申立人の年金手帳に貼付されている上に、申立人が所持する「国民年金手帳預り兼徴収カード」の昭和48年度欄に集金人の印が押されていることから、申立期間の保険料を重複納付していたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、これらを納付したことを示す検認印が申立人の年金手帳に押されており、申立人はA市役所で納付したとしているが、A市役所によると、同市では46年から自治会の年金委員による保険料の集金を開始したとしている上に、申立人が属する自治会については、申立人と同一自治会に属する住民の年金手帳の検認印の日付により、昭和46年度から集金人による保険料の集金が始まり、集金人が保険料及び国民年金手帳を預かり、「国民年金手帳預り兼徴収カード」に集金人の印を押した上で同市役所において検認印を受けたものと推認でき、記録に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

夫婦共に、昭和48年4月から同年9月までの保険料はA市役所で納め、同年10月から49年3月までの保険料はB銀行C支店で納めた。しかし、48年4月から52年12月まで、D自治会のEさんが保険料の集金に来ていたので、昭和48年度は保険料を二重払いしているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの保険料については、過年度納付したことを示す領収書が申立人の年金手帳に貼付されている上に、申立人が所持する「国民年金手帳預り兼徴収カード」の昭和48年度欄に集金人の印が押されていることから、申立期間の保険料を重複納付していたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、これらを納付したことを示す検認印が申立人の年金手帳に押されており、申立人はA市役所で納付したとしているが、A市役所によると、同市では46年から自治会の年金委員による保険料の集金を開始したとしている上に、申立人が属する自治会については、申立人と同一自治会に属する住民の年金手帳の検認印の日付により、昭和46年度から集金人による保険料の集金が始まり、集金人が保険料及び国民年金手帳を預かり、「国民年金手帳預り兼徴収カード」に集金人の印を押した上で同市役所において検認印を受けたものと推認でき、記録に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成2年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月31日から同年6月1日まで

私は平成2年6月1日に株式会社Aから同社の関連会社である株式会社Bに出向になったが、両社の勤務に空白はない。申立期間は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、申立人が平成2年6月1日付けで株式会社Aから株式会社Bに出向したことが推認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除していたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Bに出向する前の平成2年4月の社会保険庁のオンライン記録から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と一緒に株式会社Aから株式会社Bに出向したとする同僚は1日の空白もなく平成2年6月1日に出向したと証言していること、申立人と当該同僚は同じ日に資格喪失しているものの、両者が株式会社Bから株式会社Aに戻った時には両社における資格が同日に得喪されており、また、平成4年に株式会社Aから株式会社Bに出向した別の同僚は、両社において同日に資格の得喪を行っていることから、株式会社Aでは株式会社Bに出向する日

に資格の得喪の取扱いをしていたと推認できる。よって事業主が申立人に係る資格喪失日を誤って届け出た可能性は否定できない上、事業主が資格喪失日を平成2年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）のC支店の資格取得日に係る記録を昭和52年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月27日から同年6月2日まで

昭和38年4月1日から平成5年10月30日まで継続して、株式会社Aに勤務した。昭和52年5月27日に同行D支店からC支店に転勤したが、被保険者資格が継続されていない。退職を伴わない人事異動であるため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員票、雇用保険の記録、申立人保管の給料支給明細表等により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和52年5月27日に同行D支店から同行C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのD支店における昭和51年8月1日の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情はないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社) C工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月31日から同年9月1日まで

私は、申立期間及びそれ以降も同一企業に在籍していた。転勤に伴う手続きで昭和41年8月31日まで勤務していたC工場で資格を喪失し、同年9月1日に転勤先の本社で資格を取得した。この間は1日であり、8月も9月も保険料を控除されており、この期間の1か月がカウントされていないのは不本意である。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所が提出した退職金計算書の記録により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和41年9月1日に同社C工場から本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年8月31日の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和41年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年8月31日を厚生年金保険の資

格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月21日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社B営業所の資格喪失日が昭和34年9月21日、同社C営業所の資格取得日が同年10月1日となっており、1月の欠落期間がある。実際は、B営業所からC営業所への転勤であり同社に一貫して勤務しており、保険料控除もされている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、D企業年金基金、雇用保険及び事業主回答により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年8月の社会保険庁の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主より提出されたE公共職業安定所からの「失業保険被保険者転出届受理通知書」によると申立人の転勤年月日は、昭和34年9月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、同社B営業所では同日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と届けたと推認され、その結果、社会保険庁は、申立人に係る同年

9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録及びA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を、それぞれ昭和40年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで

昭和32年4月8日からA株式会社B工場に勤務し、その後、C株式会社を平成14年9月29日に退職するまで、本社や支社で継続して勤務を続けていた。しかし、社会保険庁の記録では、昭和40年4月の記録が欠落している。入社以降、継続して勤務してきたので、この間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険加入記録により、申立人が申立期間もA株式会社B工場に継続して勤務していたことが確認でき（昭和40年3月26日にA株式会社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和40年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難い上、事業主が申立人に係る資格喪失日及び資格取得日を同年3月26日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がいずれの機会においても誤ってこ

れを記録することも考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 40 年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成9年ころに一括納付したとしている国民年金保険料についても、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から39年11月まで
② 平成9年ころに一括納付した記録

申立期間①については、親が国民年金に加入することを勧めてくれていたので、結婚後にA区役所で加入手続をし、保険料を納付した記憶があり、未納とされていることに納得がいかない。申立期間②については、平成9年ころ、年金額の試算のためB市C出張所に行った際、未納期間を指摘され、一括で納めた記憶があり、そのことを確認したい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A区役所で国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、平成20年7月14日に確認された昭和36年度の納付記録に係る国民年金手帳記号番号の資格喪失日は、申立期間の直前の昭和37年3月となっており、申立期間における申立人の被保険者資格があった形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付方法や保険料額などの具体的な記憶が無く、納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらないことから、保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、満60歳になる前年の平成9年ころ、年金額の試算のためにB市C出張所に行った際、窓口で未納期間を一括で納めるよう勧められ、数日後に納付したとしているが、社会保険庁の

記録によれば、平成9年の時点で納付可能な期間はすべて納付済みとなっており、当該期間についても重複納付した形跡はみられない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年3月までの期間及び51年4月から平成8年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から47年3月まで
② 昭和51年4月から平成8年12月まで

私は、申立期間①及び②について、地区納税組合を通して国民年金保険料を納付した。農村地区の村の生活では地域的な協同関係から自分一人が保険料を未納にするなどにはあり得ない。未納には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地区納税組合を通じて国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間①について、申立期間の保険料は夫婦共に未納である上に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立期間当初の昭和51年4月から保険料が夫婦共に未納となっている上に、申立人の妻は52年5月28日付けで、今後の保険料を納付しない旨をA市の被保険者台帳に自署している。

また、申立期間は249か月と長期間である上に、申立人は仕事の関係上、家事の多くを申立人の妻に任せたとしており、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、その納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和29年4月から42年4月までA区の有限会社の酒店に住み込みの社員として勤務した。36年ごろ、自分に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を同社の社長に依頼したので、その後の保険料は、同社の人々が納付していた。このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、国民年金への加入手続及び保険料の納付を住み込みで働く酒店の社長（以下「初代社長」という。）に依頼したので、申立期間の保険料については同社の人々が納付していたとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号が36年4月1日に払出されたと推定できるものの、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、その加入手続、保険料納付方法及び保険料額を全く知らないとしており、かつ、申立人の保険料納付を証言するとした初代社長及びその後任の社長が既に他界しているとともに、後任の社長の妻も、申立人の保険料の納付について記憶が定かでないことから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上に、会社の人々が申立人に係る保険料を納付していたとする事情もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの期間、53年10月から54年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から53年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

会社を辞めて自営業を始めたので、A町で夫婦二人とも国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。保険料は欠かさず納付していたと思うので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A町で夫婦二人で国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したとする申立人の妻は、納付した保険料額、納付方法、納付場所等の記憶が曖昧で、具体的な納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間①及び②は未納であり、申立期間③については、厚生年金保険に加入しており、国民年金保険料を納付していない。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの期間、53年10月から54年3月までの期間及び54年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から53年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 昭和54年7月から同年10月まで

夫が会社を辞め自営業を始めたので、A町で夫婦二人とも国民年金に加入し、私が夫婦二人の国民年金保険料を納付していた。保険料は欠かさず納付していたと思うので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、A町で夫婦二人で国民年金の加入手続きを行い、申立人が、その夫の国民年金保険料とともに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたと主張しているが、納付した保険料額、納付方法、納付場所等の記憶が曖昧で、具体的な納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人が国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間①及び②は未納となっている上、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 29 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 40 年 10 月から退職まで有限会社 A へ勤務していたが、申立期間の厚生年金被保険者記録がないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する有限会社 A に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 41 年 5 月 29 日に被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に同社で再度資格取得しており、これは社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、事業主は申立期間当時の賃金台帳、人事記録等の資料は無いとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。